

神戸市立工業高等専門学校発明規則

2023年4月1日

規則第142号

(目的)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校（以下「本校」という。）の教職員等の発明に係る特許の取扱いに関する基本的事項を定め、もって学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「発明」とは、発明及び考案を、「特許」とは、特許及び実用新案を、「教職員」とは、校長、教授、准教授、講師、助教及び研究活動に従事する教職員をいう。

(発明委員会)

第3条 本校に、神戸市立工業高等専門学校発明委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する必要な事項は、別に定める。

(発明の届出)

第4条 教職員は、その行った研究の成果が発明に該当すると認めるときは、別に定めるところにより、必要な事項を校長に速やかに届け出なければならない。

(権利の帰属の決定)

第5条 校長は、前条の届出のあった発明について、委員会に諮り、委員会からの答申及び次条の帰属基準をもとに、当該発明に係る特許を受ける権利を承継するか否かの決定を行うものとする。

2 前項の決定は、速やかに行うものとする。

3 校長は、第1項の決定をしたときは、当該決定の内容について法人理事長に報告するとともに前条の届け出をした教職員（以下「届出教職員」という。）に通知しなければならない。

(権利の帰属基準)

第6条 教職員が次の各号に掲げる発明を行った場合における権利の帰属基準は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 原則として神戸市公立大学法人（以下「法人」という。）に帰属する場合

- ① 応用開発を目的とする研究課題の下に、法人等から研究経費を受けて行った研究の結果生じた以下に掲げる発明
 - ア 民間等との共同研究による発明
 - イ 受託研究による発明
 - ウ 奨学寄付金による発明
 - エ 法人予算の執行により行った発明

② 応用開発を目的とする研究課題の下に、法人帰属する研究目的のための特殊な設備を使用して行った研究の結果生じた発明

(2) 原則として国に帰属する場合

応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、当該発明に係る研究を行うためのものとして特別に国が措置した研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明

(3) 教職員に帰属する場合

前各号に掲げるもの以外の発明

2 前項第3号の規定により発明にかかる権利が教職員に帰属する場合であって当該教職員が希望するときは、当該教職員からの譲渡の申し出により、本校が当該発明に係る特許を受ける権利を承継することができる。

(異議申立て)

第7条 届出教職員は、当該届出に係る発明に対する第5条第1項の決定に不服があるときは、別に定めるところにより、校長に異議を申し立てることができる。

2 前項の異議申立ては、当該届出教職員が当該決定を知り得た日の翌日から起算して10日以内に行わなければならない。

(異議申立てに対する決定)

第8条 校長は、前条の異議申立てがあったときは、その内容を審査し、当該異議について決定を行い、書面により当該異議申立てを行った届出教職員に通知する。

2 校長は、前項の決定を行うにあたり委員会の意見を聞くことができる。

(教職員の譲渡請求)

第9条 発明をした教職員（以下「発明教職員」という。）は、校長が当該発明について出願を行わないと決定したときは、書面により校長に対し当該発明に係る権利の譲渡を請求することができる。

(権利の譲渡)

第10条 発明教職員は、第5条の規定により、法人又は国が当該発明に係る特許を受ける権利を承継すると決定した旨の通知を受けたときは、速やかに、校長に別に定める譲渡証書その他必要な書類を提出するものとする。

2 校長は、国が特許を受ける権利を承継すると決定したときは、当該権利を国に譲渡する。

3 校長は、第8条の規定により当該異議を認める決定をしたとき、又は前条の規定による譲渡の請求に正当な理由があると認めたときは、発明教職員に対し当該発明に関する特許を受ける権利を譲渡することができる。

4 前項の譲渡をするときは、校長は、法人理事長にすみやかに報告しなければならない。

(特許等の出願)

第11条 校長は、特許等の出願を行う旨の決定を行ったときは、速やかに当該手続を行うものとする。

2 校長は、前項の手続を適正な他機関に委任することができる。この場合において、校長は、適正な理由があるときは、当該機関に特許を受ける権利を譲渡することができる。

(遵守事項)

第12条 教職員の発明の取扱いに関する事務に携わる者は、その事務を迅速に処理するとともに、発明の内容その他発明に関する事項について秘密を守らなければならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、教職員の発明に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、2023年4月1日から施行する。